

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
に当  
る日  
がと  
る日)

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）

### ◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（〃）

入会林野整備計画の適否の決定（林務課）

林業改善資金貸付基準の一部改正（〃）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（〃）

都市計画の変更（都市計画課）

都市計画事業の認可（〃）

### ◇ 教委告示

定例教育委員会の招集（総務課）

### ◇ 公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 林業生産高度化資金の技術導入資金の貸付対象に次の資金を加えることとした。

資金の種類	貸付限度額	償還期間
高能率素材生産用機械で知事が定める基準に適合するものを購入するのに必要な資金	高能率素材生産用機械で知事が定める基準に適合するものの購入に必要な費用の百分の八十に相当する額	五年以内

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の4の項資金の種類欄中「集材機」を「高能率素材生産用

機械、集材機」に改め、同項貸付限度額の欄中

集材機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき四百九十万円

高能率素材生産用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、当該機械の購入に要する費用の百分の八十に相当する額

に改める。

集材機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき四百九十万円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第千二百二十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 号	発行記号等	類 別
3531	雑誌その他の の刊行物	あやしむ大股	KL一 カD	表示された発 行所名
3532	"	THEラフジューズ	LJ一 K	プリズ出版
3533	"	RED ZONE	KL一 カE	プリズ出版
3534	"	犯し絵	KL一 カI	Do企画
3535	"	洗腸脱糞 スカトロピテ	KL一 カA	Do企画

3536	"	義姉の誘惑 粘腰弄り	KK 1-1J	Do 企画
3537	"	少女LIP 発情頭痛	SL 1-1K	Do 企画
3538	"	ナイト・エンジェル	NA 1-1K	Do 企画
3539	"	濡れっぱなし 秘密遊戯	KL 1-1B	Do 企画
3540	"	白昼暴行犯す 鳳仙花	SL 1-1C	Do 企画
3541	"	HUMMING	HM 1-1J	Do 企画
3542	"	Milkey	MK 1-1J	Do 企画
3543	"	MASSAGE	ME 1-1K	Do 企画
3544	"	HARDギヤル 6月増刊	雑誌 コ 1-175 80-1-6	三共図書出版社
3545	"	CITY PRESS 7月号	雑誌 04333 9-1-7	株式会社東京三世社
3546	"	CITY PRESS 8月号	雑誌 04333 9-1-8	株式会社東京三世社
3547	"	オレソジ通信 9月号	雑誌 02118 9-1-9	株式会社東京三世社
3548	"	ギヤルス・アクシヨソ 9月号	雑誌 0258 9-1-9	考友社出版株式会社
3549	"	COSMOS通信 9月号	雑誌 1396 3-9	考友社出版株式会社
3550	"	美少女CLUB 9月号	雑誌 0763 5-9	株式会社サン出版
3551	"	GAL 11月増刊	雑誌 コ 1-128 72-11	株式会社浪速書房

3552	"	THEボッキー通信 12月号	なし	不明
3553	"	HARDギヤル 12月号	なし	三共図書出版社
3554	"	ビデオフラッシュ 12月号	雑誌 コ 1-133 79-12	株式会社浪速書房
3555	"	ルンロン写真 12月号	なし	不明
3556	"	VIDEGAL通信 No. 25	なし	不明

鳥取県告示第千二百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に  
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和  
二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
社田耳鼻咽喉科 医務院	米子市河崎六〇五一	平成元年十一月二十一日
わくし内科医 院	鳥取市松並町二丁目二八	"
岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	"

鳥取県告示第千二百二十八号

医療法人早瀬医	鳥取市川端五丁目一〇六	"
医療法人木本齒科医院	倉吉市昭和町二丁目一七四	"
医療法人社団高見医院	東伯郡北条町大字国坂七二〇	"
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木二六二一二	"
医療法人井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 一六	"
医療法人井上医院 院佐治出張診療所	一五 佐治村大字加茂六九二	"
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	"
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七一	"
森整形外科医院	夜見町二一六〇	"
木下内科医院	河崎九八七	"
周防内科医院	上後藤三二四	"
潮医院	西伯郡会見町天万六三八一五	"
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五一二	"
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四一 九	"

医療機関名	所在地	辞退年月日
藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇一 二二	平成元年八月三十一日
高見医院	東伯郡北条町大字国坂七二〇	平成元年十月十六日
足立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇一七	"
福嶋整形外科医院	伊木二六二一二	平成元年十月十八日
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七一	平成元年十月二十五日
森整形外科医院	夜見町二一六〇	"
木下内科医院	河崎九八七	"
タムラ医院	鳥取市瓦町一六一	平成元年十月二十六日
周防内科医院	米子市上後藤三二四	平成元年十月二十九日
潮医院	西伯郡会見町天万六三八一五	"

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

野口内科医院	米子市角盤町四丁目五―二	平成元年十月三十日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四―九	平成元年十月三十一日

鳥取県告示第千二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を平成元年十一月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、富海土地改良区の定款の変更を平成元年十一月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
郡家町	団体営ほ場整備事業福地地区ほ場整備	平成元年三月二十日
"	土地改良総合整備事業（地域改善）中山地区農用地造成	昭和六十三年三月二十五日
"	農村総合整備モデル事業宮谷地区ほ場整備	昭和五十四年八月八日
"	奥山上地区	昭和五十六年三月二十五日
"	郡家（姫路）地区	昭和六十三年三月二十日
"	篠波地区	昭和六十二年三月二十日
"	単県土地改良事業山路地区農業用排水	昭和五十五年三月十五日
"	"	昭和五十七年三月二十日
"	山田地区ほ場整備	昭和五十八年三月二十日
"	農道整備	"
"	花原地区農道舗装	昭和五十五年三月二十日
"	福木地区農業用排水	昭和五十八年三月二十四日

山村振興農林漁業対策事業野町地区	昭和三十五年三月二十日
福地地区	昭和三十五年三月二十日
第三期山村振興農林漁業対策事業明辺地区農道整備	昭和六十二年十月五日
野町地区	昭和六十三年一月十日
山志谷地区	昭和六十三年三月十二日
地区再編農業構造改善事業上津果地区は場整備	昭和五十七年三月二十五日
山上地区農道舗装	昭和五十九年三月二十日
大坪地区かんがい排水	昭和三十五年三月二十日
峰寺地区農地造成	昭和六十年十月三十一日
地域農政特別対策事業明辺地区ほ場整備	昭和五十四年三月二十五日
平木谷地区農地開発	昭和五十四年三月十五日
峰寺地区農地造成	昭和五十四年三月二十日

鳥取県告示第千三百三十二号

八頭郡智頭町大字奥本一一五五の一枋本上入会林野整備組合長竹下保から申請のあった枋本上入会林野整備計画については、平成元年十一月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關

する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

枋本上入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三百三十三号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示六百九号）の一部を次のように改正し、平成元年十一月二十八日から施行する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄中13を14とし、2から12までを一ずつ繰り下げ、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 伐倒、枝払い、玉切り又は集材（木寄せを含む。）の各工程のうち、複数の工程を処理することが可能な高能率素材生産用機械の購入に必要な費用

鳥取県告示第千百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市余戸谷町三五九五一―地先から 同市八幡町三三〇一一―地先まで	一六・〇 四七・六	五四八・〇

鳥取県告示第千百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成元年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市余戸谷町三五九五一―地先から 同市八幡町三三〇一一―地先まで	平成元年十二月一日

鳥取県告示第千百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・九号上井羽合線

二 都市計画を変更する土地の区域

三・四・九号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字下沖

変更する部分

倉吉市大塚字深田、字七峰及び字砂田並びに清谷字下前河原、字上

前河原及び字下沢地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・六・三号旧袋川通り右岸線

三 事業施行期間

平成元年十一月二十八日から平成六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市戎町及び寺町地内

2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年十一月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年十一月二十九日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類			型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機				
スーパードラリス	スクリーコスター	ブラボーエクシードII	株式会社平和	